

クーリング・オフ制度 について知っておこう！

クーリング・オフは、いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

【クーリング・オフが可能な取引と期間】

取引内容	期間
訪問販売	8日間
電話勧誘販売	8日間
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間
業務提供誘引販売取引 （内職商法、モニター商法等）	20日間
特定継続的役務提供 （エステ、美容医療、語学教室、家庭教師、 学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）	8日間
訪問購入（押し買い）	8日間

※通信販売はクーリング・オフの対象外です

詳細はこちら



春日部市消費生活センター

消費生活センターってどんなところ？

春日部市が設置した消費生活に関する相談窓口であり、専門の消費生活相談員が、消費生活・契約トラブル等に関する相談を受け付け、問題解決のための助言を行います。費用は無料で秘密は守ります。

相談対象者

春日部市内
在住・在勤・在学者

相談日時

毎週月～金
（祝休日・年末年始を除く）
午前10時～午後4時
（正午～午後1時を除く）

電話

048-739-7100

詳細はこちら



消費者ホットライン

い や や
☎ 局番なし **188**

音声ガイダンスに従ってお住まいの郵便番号を入力することにより、最寄りの相談窓口につながります。

※おかけになった曜日・時間帯によっては、県等の相談窓口につながることもあります。

※年末年始（12月29日～1月3日）を除いて原則毎日ご利用が可能です。

春日部市 消費生活センター

困ったときは一人で悩まずご相談を！

儲け話

通信販売



点検商法

レスキュー商法

こんなトラブル 事例が消費生活センターに 寄せられています！

トラブルの類型を
知り、巻き込まれ
ないようにしま
しょう
詳細はこちら▶



！ 通信販売のトラブル

「一回だけの購入のつもりが
定期購入になっていた」、
「代金を振り込んだのに商品
が届かない」等の相談が増えて
います。



対処法

通信販売はクーリング・オフの対象外です！

- インターネット通販では広告表示をうのみにせず、注文する際に必ず「最終確認画面(契約条件が記載されている画面)」で、定期購入が条件となっていないか、購入回数に指定(縛り)がないか、2回目以降の代金等の販売条件・解約の条件等を確認しましょう。また、**最終確認画面はスクリーンショット(スクショ)を撮って保存する習慣を付けましょう。**
- トラブルが寄せられる通販サイトでは、
 - ・ブランド品やメーカー品が通常価格より著しく安い
 - ・サイト内の説明が不自然な日本語
 - ・支払い方法が限定されていて振込先の金融機関口座の名義が個人名等の特徴があります。**少しでも怪しいと感じたら注文をしないようにしましょう。**

！ 点検商法のトラブル

「近くで工事をしている。お宅の傷んだ
屋根が見えた」、「給湯器の点検に来た」
等と主に家屋に関する点
検を装って突然訪問し、
不安感をあおって不要な
修理や交換を迫ります。



対処法

突然訪問してくる業者を自宅に入れる必要はありません！

- 契約を急がされてもその場で決めず、家族や知人に相談しましょう。また、住宅修理等の高額な契約は、複数者から見積もりを取り、家族で十分に検討しましょう。

点検商法の口実は多様化

屋根、給湯器、分電盤、汚水枴(ます)、アンテナ、耐震診断等

きっかけは共通

- ・突然の訪問、低価格を強調したチラシ
 - ・実在する事業者・公的機関をかたった電話等
- 防犯の観点からインターフォン越しに対応をしましょう。**

！ レスキュー商法のトラブル

「インターネット広告を見て、害虫駆除を
依頼したら(他にトイレの詰まり、
ロードサービス、鍵の解錠等も)
広告よりも高額な料金を請求
された」等の相談が寄せられて
います。



対処法

必ずしも広告表示の料金で依頼できるとは限りません！

- 料金やサービス内容に納得できない場合は、きっぱりと契約を断りましょう。また、普段から急を要するトラブルに備え、安心して依頼できる事業者の情報を集めておきましょう。

！ 儲け話のトラブル

投資や副業といった
儲け話をきっかけにした
トラブルの相談が寄せ
られています。



対処法

「必ず」「確実」「楽して」「簡単」等の儲け話は世の中にありません！

- このような話を聞いたら、まず疑いましょう。
- 儲け話の勧誘者に支払ったお金は戻ってきません。新たにクレジットカードを作ったり、借金してまで契約してはいけません